（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第五十五条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（表面）及び様式第二号（表面）中「日本工業規格」を削る。

様式第三号（裏面）中「日本工業規格」を削る。

様式第六号、様式第八号及び様式第九号中「日本工業規格」を削る。

（臨床研究法施行規則の一部改正）

第五十六条　臨床研究法施行規則（平成三十年厚生労働省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（略）	（略）
三　規則第百八十八条第一号イ及び第二号イに規定する基礎講習	三　規則第百八十八条第一号イ及び第二号イに規定する基礎講習
四　医療現場における販売業者及び貸与業者の役割	四　医療現場における販売業者及び貸与業者の役割
五　販売倫理と自主規制	五　販売倫理と自主規制
十時間	十時間
一　医療機器の修理業に関する医薬品医療機器等法の規定	一　医療機器の修理業に関する医薬品医療機器等法の規定
二　医療法、産業標準化法、製造物責任法その他関連法令	二　医療法、工業標準化法、製造物責任法その他関連法令
三　安全通則等の基礎知識	三　安全通則等の基礎知識
四　故障点検及び診断の方法並びに修理	四　故障点検及び診断の方法並びに修理
五　業務管理の概要	五　業務管理の概要
六　医療現場における修理業者の役割	六　医療現場における修理業者の役割
（略）	（略）

（適用除外）

第二条　法第二条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

六　医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第一項の厚生労働大臣が定める基準への適合性に関する情報の収集のために行う試験（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格に規定するものに限る。）

（適用除外）

第二条　法第二条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

六　医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第一項の厚生労働大臣が定める基準への適合性に関する情報の収集のために行う試験（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格に規定するものに限る。）

様式第一から様式第四まで、様式第五（第三面）、様式第七から様式第十一まで、様式第十二（第三面）及び様式第十三中「日本工業規格」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の一部改正）

第三条　働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成三十年厚生労働省令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則様式第十一号の改正規定を次のように改める。